

「米中政治経済関係の新局面 [I] 一対米投資促進と国家安全保障強化の間のアメリカのジレンマー」 (改題)

(なお「米中政治経済関係の新局面 [II] 一貿易から投資への中国の重心移動と自主「創新技术」開発の帰趨一」は別稿とする)

はじめにー問題の所在ー

- (1) 不透明な世界情勢
- (2) 東アジア：二重の変質化
- (3) 日ー米ー中トライアングル関係

I. 対米投資の促進と国家安全保障的見地からのその管理：立法史的考察

- (1) 外国からの投資がアメリカ経済に与えた意味
- (2) 国際投資・サービス貿易調査法」に基づく報告義務：FDI (商務省の経済分析局)、FPI (財務省)、米企業取得はFTC、司法省
- (3) outward FDI (対外)、inward FDI (対内)・・・IDI (国際直接投資)
- (4) 「エクソン・フロリオ条項」の成立
 - ・ 1988年「包括通商・競争力強化法」5021条 (1950年「国防生産法」721条を根拠に)・・・朝鮮戦争、NSC68
 - ・ ①買収を行う外国企業が国家安全保障をを脅かす行為を取る確かな証拠がある場合、かつ②国際緊急経済権限法以外に、当該買収によって生じる国家安全保障の危険を防ぐに十分かつ適切な法令が存在しない場合に限り、大統領は外国企業による米系企業の買収を阻止する権限を発動できる。
 - ・ 施行機関・・・対米外国投資委員会 (CFIUS)、1975年設置、法的権限なし
 - ・ 財務 (議長)、国務、国防、商務、司法各長官、行政管理予算局長、通商代表、経済諮問委員会議長、科学技術政策局長、国家安全保障担当大統領補佐官、経済政策担当大統領補佐官、国土安全保障省長官の12名
 - ・ 手順・・・①通知(notice)、②審査 (review)・・・30日以内、③精査 (investigation)・・・45日以内、④大統領の判断 (action by the President)・・・15日以内。全体で90日以内で完了。
 - ・ 考慮項目・・・①国防生産の実施に必要な国内生産、②国防要件を満たすのに必要な国内産業の潜在力と収容能力、③国家安全保障に必要な国内産業ならびに商業活動への外国人の支配、④テロ支援国家、またはミサイル技術と生物・化学兵器の拡散を支援する国家への軍事物資、装備、及び技術の売却に与える、当該取引の潜在的影響、⑤米国家安全保障に影響を与える分野におけるアメリカの技術優位に対して、当該取引が与える潜在的影響
 - ・ 追加措置 (後のFINS Aで)・・・一旦撤回 (withdrawal) して、再提出したものを認める軽減合意 (mitigation)
 - ・ 「バード修正条項」 (1993会年度国防権限法837 (a))
- (5) 法改正・・・FINS Aの成立 (2007年)

- ・契機となった二つの事件・・・①中国海洋石油総公司のUNOCAL買収案件、② Dubai Ports Worldの6港湾施設の買収案件
- ・中国、UAWという異質な国、SWF（国家資本）
 - ・「外国投資・安全保障法」（FINSAs）の成立・・・①恒久法、CFIUSは法的根拠を与えられる。②財務（議長）、国土安全保障、商務、国防、国務、司法、エネルギー7省長官と、議決権のない労働省長官、国家情報局長、それに大統領府からの各長からなる。問題によって主務庁の指名
 - ・対米投資の促進（自由化、経済利益の最大化）と国家安全保障の強化（国益擁護、政治）・・・政治化にはコストがかかる（グラハム／マーチック）
 - ・国家安全保障概念の明確化・・・枢要産業基盤（愛国者法による14項目）、6項目（主要エネルギー産業、基幹技術、外国政府支配、テロや核不拡散へのアメリカとの協力関係の有無、重要資源の長期見通し、CFIUSが重要と考える産業）の追加
 - ・外国人による支配・・・支配とはパワーなり。国家安全保障に「該当する取引」、「USビジネス」、「外国人」、「外国事業体」・・・（新設は対象外）FDI・・・「外国人所有」、それと「外国人支配」との異動
 - ・撤回と軽減合意の追加
 - ・国際スタンダード、公開制は通過せず
 - ・アクター・・・政治家、官僚、それらの合成力（政治経済的問題）

II 具体的分析

- 1) 第1表、一覧表（1988年～2010年の推移）
- 2) 第2表（該当する取引）・・・製造業→コンピュータ→通信・ナビ→専門・科学・技術サービス→システムエンジニアリング
- 3) 第3表（国別）・・・イギリス、カナダ、フランス、日本、オランダ、（ドイツ、イスラエル）
- 4) 枢要技術（第4表）
- 5) 主要企業（第5表）
- 6) 国別金額（第6表）
- 7) 獲得企業数（第7表）
- 8) 複数企業・国による「結託戦略」と「産業スパイ活動」・・・1950年国防生産法721条m（3）

III 中国の軍事技術模倣化と自主「創新技術」(indigenous technology)開発への警戒：対中監視

- 1) 米中戦略対話（2006年）→米中戦略・経済対話（2009年）
- 2) 米中経済・安全保障検討委員会（USCC）（2000年）・・・年報、公聴会、報告・・・議会における長期的な対中戦略の策定と共通認識（超党派的課題）、政治・軍事・経済の総合的な把握
- 3) スコット報告の衝撃・・・中国によって米ミサイル技術が盗まれた
全体的な評価（まとめに代えて）・・・

【主要参考文献】

1. 関下 稔「ベトナム工業化の現段階と日本企業－日－米－中トライアングル関係の外縁的布陣－：第1部 概観」『立命館国際地域研究』第36号、2012年10月
2. 関下 稔「日－米－中トライアングル関係の経済思想の底流－新自由主義批判の原理的考察」『立命館国際地域研究』第37号、2013年3月
3. Graham, Edward M. and David M. Marchick, US National Security and Foreign Direct Investment, Institute for International Economics, Washington, DC, May 2006
4. Report on U.S. Critical Technology Companies, Report to Congress on Foreign Acquisition of and Espionage Activities against U.S. Critical Technology Companies, September 2007.
5. Committee on Foreign Investment in the United States, Annual Report to Congress, December 2008.
6. Report to Congress of the U.S.-China Security Review Commission, The National Security Implications of the Economic Relationship Between the United States and China, 2002 Annual Report, July 2002.
7. エクソン・フロリオ条項の説明は<http://www.freerepublic.com/focus/f-news/15834/posts>
8. FINSAの正式条文はPublic Law 110-49, 121 Stat.246, July 26, 2007にあり、またその施行細則はRegulations Pertaining to Mergers, Acquisitions, and Takeover by Foreign Persons; Final Rule, 31 CFR Part 800, Federal Register 70702, Vol. 73, No. 226, November 21, 2008
89. その他、GAO(Government Accountability Office), CRS(Congressional Research Service),CFIUSが適宜、必要なレポート、公聴会記録、背景説明、年報等を出している。
10. U.S. House of Representatives, Select Committee on U.S. National Security and Military/Commercial Concerns with The People Republic of China, Chairman Christopher Cox, January 3, 1999.